

国民年金滞納

差し押さえ1万4000件

厚労省 16年度の納付率65%

厚生労働省は6月30日、国民年金保険料の滞納者のうち、督促などに応じなかった場合に実施する財産の差し押さえについて、2016年度の着手件数が1万3962件と発表しました。15年度は7

310件。14年度は14999件で、15年度の差し押さえ件数が大きく違ったことについて厚労省は、年金の個人情報流出があったことが影響し、収納対策の手続きが遅れたためと説明しています。

日本年金機構は、年金保険料の滞納があれば、まず文書などで納付を求め、一定以上の所得があるにもかかわらず応じない場合には強制徴収の手続きに入ります。最終催告状や督促状を送り、それで

も支払わなければ財産の差し押さえを行います。安倍政権はこの間、強制徴収の対象者を段階的に拡大しており、17年度からは年間所得300万円以上・未納月数13月以上に引き下げています。

国民年金の保険料は月額16490円。16年度の国民年金保険料の納付率は65%と明らかにしました。(厚労省調査)